

秘密保全法の国会提出断念と共通背番号制法案の廃案を求める決議

政府は、2011年10月7日、2012年通常国会（以下、「今国会」）に秘密保全法案を提出することを決定した。もっとも、秘密保全法の有する危険性、反国民性（①政府の都合で重要情報を隠す、②広く市民を重罰で処罰、③市民の様々な権利・自由を抑圧する、④「適性評価」の名のもとに国民を監視・選別する等）とともに、検討過程の段階から国民の目を欺くために数々の隠ぺい（有識者会議の議事録未作成、録音もなし、職員メモも廃棄、ホームページ公開用の資料を改ざん等）まで行われてきたことが明らかとなる中、政府は今国会の提出を見送った。

しかし、政府が秘密保全法の制定を断念したわけではない。むしろ、日米が一体となって戦争をするために、憲法解釈の「変更」によって憲法9条を形骸化し集団的自衛権の行使までも実現しようとする動きが生じている今、政府はいっそう秘密保全法制定に向けて突き進もうとしている。なぜなら、秘密保全法制定の最大のねらいも日米が一体となって戦争をする体制を構築するという米国の要求に応える点にあるからである。それは、今国会閉会直後の本年9月12日、ワシントンにおいて民主党の前原誠司政調会長（当時）が「情報保全体制の強化なしに米国との安全保障協力の進展はできない」と述べ、秘密保全法の早期成立を目指すことを表明したことに端的に示されている。

こうした危険な動きとともに、この間、国民にとって重要な情報を隠しつつ、その行動を徹底的に監視し、批判の声を封じて悪政を強行するという秘密保全法がもたらす重大な害悪を裏付ける事実も次々と明らかとなった。①政府が、2009年4月から、「特別管理秘密」として行政機関が保有する情報を秘匿するとともに、法的根拠もなく「秘密取扱者適格性確認制度」の名のもとに無断で5万3000人以上の国家公務員の身辺調査を実施していたこと、②2009年に新設された自衛隊情報保全隊が、いまま違法な国民監視活動とその記録化を続けていること、③福島原発事故以降、多くの国民の関心が寄せられている核物質及び原子力施設に係る分野の情報について、原子力委員会が2012年3月に秘密保全法制定に先行して「信頼性確認制度」といった情報保全体制の導入を提言していることなどが判明したのである。秘密保全法によってこうした行為が公然かつ無限定に行われることになる。

さらに、秘密保全法案に先行して、本年2月14日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（以下、「共通番号制法案」）が国会に提出されたことも看過できない。秘密保全法と共通背番号制が一体となって監視社会を構築することが狙われているからである。秘密保全法によって、政府等の保有する情報を隠ぺいするとともに、「適性評価」の名のもとに膨大な個人情報等を収集し、これらの情報を共通背番号制によって一元管理することで、国家が国民を徹底的に監視することが可能となるのである。

秘密保全法と共通背番号制は、憲法9条をなし崩しにして米国と共に戦争をする、国民を監視・差別して悪政への批判の声を封じるという目的のために、国民の人権を抑圧し、国民主権、民主主義、平和主義を破壊するという希代の悪法であり、その成立を許してはならない。自由法曹団の総力を挙げて、秘密保全法の国会提出を断念させるとともに、共通背番号制法案を廃案に追い込むためにたたかうことを決意する。

2012年10月22日

自由法曹団 静岡・焼津総会